

消費税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後 改正前

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「被合併法人」、「人格のない社団等」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「特例申告書」又は「附帯税」とは、それぞれ消費税法(昭和六十三年法律第百八号。以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第七号から第八号の三まで、第九号、第十一号から第十四号まで、第十八号又は第十九号に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、被合併法人、人格のない社団等、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、特例申告書又は附帯税をいう。

2 3 4 省 略

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。))について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この項において「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 四 省 略

2 3 省 略

(輸出免税物品購入記録票等の記載事項等)

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「被合併法人」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「特例申告書」又は「附帯税」とは、それぞれ消費税法(昭和六十三年法律第百八号。以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第八号から第八号の三まで、第九号、第十一号から第十四号まで、第十八号又は第十九号に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、被合併法人、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、特例申告書又は附帯税をいう。

2 3 4 同 上

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この項において「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 四 同 上

2 3 同 上

(輸出免税物品購入記録票等の記載事項等)

第六条 省 略

2 省 略

5 令第十八条第二項第三号口に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一 五 省 略

六 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下第八条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び納税地

6 省 略

9 前各項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。次条から第十条までにおいて同じ。）を經營する事業者が、令第十八条第二項各号に定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前各項に規定する書類に貼り付け、かつ、当該明細書等と当該書類との間に当該事業者が割印した場合には、前各項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

10 省 略

第八条 省 略  
（輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続）

2 省 略

3 令第十八条第十二項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下第十条の六までにおいて「氏名等」という。）、納税地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう

第六条 同 上

2 同 上

5 同 上

一 五 同 上

六 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下この条から第八条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び納税地

6 同 上

9 前各項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次条から第十条までにおいて同じ。）を經營する事業者が、令第十八条第二項各号に定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前各項に規定する書類に貼り付け、かつ、当該明細書等と当該書類との間に当該事業者が割印した場合には、前各項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

10 同 上

第八条 同 上  
（輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続）

2 同 上

3 同 上

一 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下この条から第十条の六までにおいて「氏名等」という。）、納税地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人

。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二〇五 省 略

（輸出物品販売場で購入した物品の譲渡手続）

第九条 法第八条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同項ただし書に規定する税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名等、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この章において「住所等」という。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び住所等）

二〇八 省 略

（輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等）

第十条 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 省 略

二 手続委託型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下第十条の六までにおいて同じ。）に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 当該販売場に係る特定商業施設（令第十八条の二第四項に規定する特定商業施設をいう。以下第十条の四までにおいて同じ。）が同項各号のいずれに該当するかの別

二・ホ 省 略

ヘ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続（令第十八条の二第二項第一号に規定する免税販売手続をいう。以下第十条の五までにおいて同じ。）の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者（令第十八条の二第七項に規定する承認免税手続事業者をいう。第十条の四において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二〇五 同 上

（輸出物品販売場で購入した物品の譲渡手続）

第九条 同 上

一 申請者の氏名等、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この章において「住所等」という。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び住所等）

二〇八 同 上

（輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等）

第十条 同 上

一 同 上

二 手続委託型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。）に係る法第八条第六項の許可 次に掲げる事項

イ・ロ 同 上

ハ 当該販売場に係る特定商業施設（令第十八条の二第四項に規定する特定商業施設をいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。）が同項各号のいずれに該当するかの別

二・ホ 同 上

ヘ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続（令第十八条の二第二項第一号に規定する免税販売手続をいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。）の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者（令第十八条の二第七項に規定する承認免税手続事業者をいう。第十条の四において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

ト 省略

2 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省略

二 前項第二号に掲げる許可 次に掲げる書類

イ 省略

ト 省略

3・4 省略

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第十条の二 令第十八条の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 設置しようとする免税手続カウンター(令第十八条の二第二項第二号に規定する免税手続カウンターをいう。以下第十条の四までにおいて同じ。)の所在地

三 省略

2 省略

(臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書の記載事項等)

第十条の五 令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第八条第六項の許可を受けた年月日

三 省略

2 令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次項各号に掲げる要件を満たすことを証する書類

二 七月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実又は設置する

ト 同上

2 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

ト 前項第二号へに規定する免税販売手続の代理に関する契約を締結した者が、当該特定商業施設に係る令第十八条の二第七項の承認を受けた旨を証する書類

チ 同上

3・4 同上

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第十条の二 同上

一 同上

二 設置しようとする免税手続カウンター(令第十八条の二第二項第二号に規定する免税手続カウンターをいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。)の所在地

三 同上

2 同上

(事前承認港湾施設の承認申請書の記載事項等)

第十条の五 同上

一 同上

二 同上

2 同上

一 法第八条第九項の承認を受けようとする港湾施設(同項に規定する港湾施設をいう。)の見取図又はこれに類する書類

二 当該港湾施設内に臨時販売場(法第八条第八項に規定する臨時販売場

意思を有する旨を証する書類

三 省 略

3| 令第十八条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一 臨時販売場（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出品物販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。次号及び次条において同じ。）において行つた免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること。

二 手続委託型輸出品物販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。

4| 令第十八条の四第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第八条第九項の承認を受けた年月日

三 省 略

（臨時販売場の届出書の記載事項等）

第十条の六 法第八条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 設置しようとする臨時販売場の名称及び所在地

三 法第八条第九項の承認を受けた年月日

四 手続委託型輸出品物販売場として臨時販売場を設置する事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号八から八までに掲げる事項

五 省 略

2 法第八条第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類と

をいう。次条において同じ。）を設置した事実又は設置する意思を有する旨を証する書類

三 同 上

3| 令第十八条の四第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第八条第八項の規定の適用を受けることをやめようとする事前承認港湾施設（同条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条において同じ。）の名称及び所在地

三 当該事前承認港湾施設に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日

四 同 上

（臨時販売場の届出書の記載事項等）

第十条の六 同 上

一 同 上

二 設置しようとする臨時販売場の所在地

三 当該臨時販売場を設置しようとする事前承認港湾施設の名称及び所在地

四 当該事前承認港湾施設に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日

五 同 上

2 同 上

する。

一 省 略

二 前項第二号に掲げる所在地に臨時販売場を設置することを証する書類

三 手続委託型輸物品販売場として臨時販売場を設置する事業者にあつては、当該臨時販売場に係る第十条第二号イからへまでに掲げる書類

四 省 略

3 令第十八条の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該変更に係る臨時販売場の名称及び所在地

四・五 省 略

(小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書の記載事項等)

第十一条 法第九条第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。)、納税地(納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二・五 省 略

2 法第九条第五項に規定する同条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二・五 省 略

3 法第九条第五項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

一 同 上

二 事前承認港湾施設の管理者その他の臨時販売場の設置を許可する権限を有する者から臨時販売場の設置を許可された旨を証する書類

三 同 上

3 同 上

一・二 同 上

三 当該変更に係る臨時販売場を設置した又は設置しようとする事前承認港湾施設の名称及び所在地

四・五 同 上

(小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書の記載事項等)

第十一条 同 上

一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。)、納税地(納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二・五 同 上

2 同 上

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二・五 同 上

3 同 上

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二・三 省 略

4 令第二十条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 令第二十条の二第一項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称、納税地（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ 二 省 略

二 令第二十条の二第二項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ 二 省 略

第十三条 省 略

2 4 省 略

5 法第十九条第三項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二・三 省 略

第十四条 法第二十五条に規定する届出に係る書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等）

二 四 省 略

二・三 同 上

4 同 上

一 同 上

イ 申請者の氏名又は名称、納税地（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ 二 同 上

二 同 上

イ 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

ロ 二 同 上

第十三条 同 上

2 4 同 上

5 同 上

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二・三 同 上

第十四条 同 上

一 届出者の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等）

二 四 同 上

第十五条 令第四十七条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。第十五条の四を除き、以下この章において同じ。）及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

二・三 省略

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の四 法第三十条第十項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一 国内に住所を有する個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードでその課税仕入れの日において有効なものの写し

ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ハ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ニ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証の写し

ホ 国民年金手帳（国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉

第十五条 同上

一 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。）及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

二・三 同上



の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）  
、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

ヘ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項（免許証の交付）に規定する運転免許証（その課税仕入れの日において有効なものに限る。）又は同法第一百四十四条の四第五項（申請による取消し）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）の写し

ト 旅券でその課税仕入れの日において有効なもの写し

チ 出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中长期在留者）に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、その課税仕入れの日において有効なもの写し

リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日がその課税仕入れの前一年以内のものに限る。）又はこれらの書類の写し

又 イからリまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、その課税仕入れの前一年以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同日において有効なもの）又はその写し

二 国内に住所を有しない個人 当該個人の前号ハからヌまでに掲げるいずれかの書類

三 内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、人格のない社団等及び法人課税信託（法第十五条第一項に規定する法人課税信

託をいう。第五号及び第六号において同じ。)の受託事業者(同条第三項に規定する受託事業者をいう。第五号及び第六号において同じ。)を除く。) 当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ロ 第一号リ又は又に掲げる書類

四 人格のない社団等(国内に主たる事務所を有するものに限る。) 当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約(名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。)で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し

ロ 第一号リ又は又に掲げる書類

五 外国法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第四号(定義)に規定する外国法人をいい、法人課税信託の受託事業者を除く。) 当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該外国法人の会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十三条第一項(外国会社の登記)若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十七条第一項(外国会社の登記)に規定する登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ロ 第一号リ又は又に掲げる書類

六 法人課税信託の受託事業者 次に掲げる書類

イ 当該法人課税信託の受託者の前各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類(当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

ロ 当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類(当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限る。)の写し

2 | 法第三十条第十項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理(以下

この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類（同項に規定する本人確認書類をいう。以下この項において同じ。）は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合における法第三十条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

3 令第五十条第二項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4 令第五十条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける旨の届出書の記載事項等）

第十七条 省 略

2 省 略

3 法第三十七条第五項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二・三 省 略

4・5 省 略

（中間申告書の記載事項）

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける旨の届出書の記載事項等）

第十七条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二・三 同 上

4・5 同 上

（中間申告書の記載事項）

第二十条 法第四十二条第一項第二号、第四項第二号及び第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次条及び第二十二條において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この章において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号及び次条並びに第二十二條において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 四 省 略

（六月中間申告書を提出する旨の届出書の記載事項等）

第二十条の二 省 略

2 省 略

3 法第四十二条第九項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 三 省 略

（確定申告書の記載事項等）

第二十二條 法第四十五条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申告者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 三 省 略

2 省 略

3 法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある前項に規定する申告書を提出する者は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

- 一 二 省 略

三 当該課税期間の法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額その他の費用の額及び資産の譲り受けに係る取得価額の合計額の明細並びに課税仕入れ等の税額の合計額

第二十条 同上

- 一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次条及び第二十二條において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この章において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号及び次条並びに第二十二條において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 四 同 上

（六月中間申告書を提出する旨の届出書の記載事項等）

第二十条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 三 同 上

（確定申告書の記載事項等）

第二十二條 同 上

- 一 申告者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 三 同 上

2 同 上

3 同 上

- 一 二 同 上

三 当該課税期間の法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額その他の費用の額及び資産の譲り受けに係る取得価額の合計額の明細並びに課税仕入れ等の税額の合計額

4 四・五 省略

(死亡の場合の確定申告書の記載事項)

第二十三条 令第六十三条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 各相続人の氏名、住所又は居所、個人番号、被相続人との続柄、民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）

三・四 省略

2・3 省略

(引取りに係る課税貨物についての申告書の記載事項)

第二十四条 省略

2 第二十三条第一項の規定は、令第六十三条第六項の規定により同項の相続人が特例申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項第二号中「氏名、住所又は居所、個人番号」とあるのは、「氏名、住所又は居所」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条

法第五十七条第一項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第五十七条第一項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この条において

4 四・五 同上

(死亡の場合の確定申告書の記載事項)

第二十三条 同上

一 同上

二 各相続人の氏名、住所又は居所、個人番号、被相続人との続柄、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言によるその相続分及び相続によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）

三・四 同上

2・3 同上

(引取りに係る課税貨物についての申告書の記載事項)

第二十四条 同上

2 前条第一項の規定は、令第六十三条第六項の規定により同項の相続人が特例申告書を提出する場合について準用する。この場合において、前条第一項第二号中「氏名、住所又は居所、個人番号」とあるのは「氏名、住所又は居所」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 同上

一 同上

イ 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この条において

同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この条において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロト 省略

二 法第五十七条第一項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロホ 省略

三省 略

四 法第五十七条第一項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロハ 省略

五・六 省略

2 6 省略

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条第九項の改正規定、第十条第一項第二号の改正規定(同号八に係る部分を除く。)、第十条の五(見出しを含む。)の改正規定及び第十条の六の改正規定 平成三十一年七月一日

二 第十五条第一項第一号の改正規定、第十五条の三の次に一条を加える改正規定及び第二十三条第一項第二号の改正規定 平成三十一年十月一日

三 第二十四条第二項の改正規定 平成三十二年四月一日

### (消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第

同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この条において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロト 同上

二 同上

イ 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロホ 同上

三 同上

四 同上

イ 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

ロハ 同上

五・六 同上

2 6 同上

十八号)の一部を次のように改正する。

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「事業者」の下に「、国外事業者」を、「人格のない社団等」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第九号」の下に「、第九号の二」を、「事業者」の下に「、国外事業者」を、「人格のない社団等」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、同条第二項及び第四項中「おいて」を「おいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の見出しを「(免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

令第十八条第二項第一号口に規定する旅券等に記載された情報は、旅券等(同号イに規定する旅券等をいう。以下第九条までにおいて同じ。)に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- 二 旅券等の種類及び番号(旅券の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条の二(船舶観光上陸の許可)に規定する船舶観光上陸許可書にあつては、当該旅券の番号)

第六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「であつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類」を「(当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。)」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項第一号中「一般物品」の下に「(令第十八条第二項第一号に規定する一般物品をいう。第五項第四号及び第七項第四号において同じ。)」を加え、同項第二号中「及び第八項第二号」を「第五項第二号及び第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項第一号中「消耗品」の下に「(令第十八条第一項第二

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 同上

第一条第一項中「事業者」の下に「、国外事業者」を、「被合併法人」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、「第四号」を「第四号の二」に改め、「第五号の二」の下に「、第七号の二」を、「第九号」の下に「、第九号の二」を、「事業者」の下に「、国外事業者」を、「被合併法人」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に「、軽減対象課税資産の譲渡等」を加え、同条第二項及び第四項中「おいて」を「おいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の見出しを「(免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

令第十八条第二項第一号口に規定する旅券等に記載された情報は、旅券等(同号イに規定する旅券等をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。)に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- 二 旅券等の種類及び番号(旅券の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条の二(船舶観光上陸の許可)に規定する船舶観光上陸許可書にあつては、当該旅券の番号)

第六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「であつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類」を「(当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。)」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項第一号中「一般物品」の下に「(令第十八条第二項第一号に規定する一般物品をいう。第五項第四号及び第七項第四号において同じ。)」を加え、同項第二号中「及び第八項第二号」を「第五項第二号及び第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項第一号中「消耗品」の下に「(令第十八条第一項第二

号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第七項第四号において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第八項第一号中「免税対象物品」の下に「（令第十八条第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）」を加え、同項第四号中「合計額」の下に「（当該免税対象物品のうちに、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第七項第四号において同じ。）」を加え、同項第五号中「国際第二種貨物利用運送事業者」の下に「（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第七項第五号、第七条の二及び第八条第三項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第九項中「前各項」を「前三項」に、「輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。次条から第十条までにおいて同じ。）」を「基地内輸出物品販売場」に、「第十八条第二項各号」を「第十八条第二項第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とし、同項を次のように改める。

7 令第十八条第六項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録（同条第四項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。）をいう。

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次条から第十条の六までにおいて同じ。）を經營する事業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第一項各号に掲げる事項

二 当該市中輸出物品販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出物品販売場の名称、所在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。第十条の八第三項及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあっては、当該臨時販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地、当該臨時販売場の名称及び所在地並びに法第八条第九項の承認に係る識別符号）

号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第七項第四号において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第八項第一号中「免税対象物品」の下に「（令第十八条第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）」を加え、同項第四号中「合計額」の下に「（当該免税対象物品のうちに、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第七項第四号において同じ。）」を加え、同項第五号中「国際第二種貨物利用運送事業者」の下に「（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第七項第五号、第七条の二及び第八条第三項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第九項中「前各項」を「前三項」に、「輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次条から第十条までにおいて同じ。）」を「基地内輸出物品販売場」に、「第十八条第二項各号」を「第十八条第二項第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とし、同項を次のように改める。

7 令第十八条第六項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録（同条第四項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。）をいう。

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次条から第十条の六までにおいて同じ。）を經營する事業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第一項各号に掲げる事項

二 当該市中輸出物品販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出物品販売場の名称、所在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第八項に規定する臨時販売場をいう。第十条の八第二項第二号及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあっては、当該臨時販売場を經營する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該臨時販売場を設置する事前承認港湾施設（法第八条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条、第十条の八第三項第二号及び第十条の九において同じ。）の名称、所在地及び識別符号）



- 三 当該免税対象物品の譲渡の年月日
  - 四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額
  - 五 令第十八条第二項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称
  - 六 令第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされた同項に規定する合算対象輸出物品販売場において免税対象物品の譲渡を行う場合には、その旨
- 第六条の次に次の二条を加える。

**(購入記録情報の提供方法等)**

第六条の二 令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七までにおいて同じ。)の提供を行う市中輸出物品販売場を営業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。)(以下第十条の九までにおいて「氏名等」という。)、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地)
- 二 当該市中輸出物品販売場の所在地
- 三 届出者の電子メールアドレス
- 四 当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認送信事業者(令第十八条の四第四項に規定する承認送信事業者をいう。第十条の五から第十条の七までにおいて同じ。)が令第十八条の四第一項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号
- 五 法第八条第九項の承認を受けた事業者にあつては、その旨

六 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出

- 三 当該免税対象物品の譲渡の年月日
  - 四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額
  - 五 令第十八条第二項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称
  - 六 令第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされた同項に規定する合算対象輸出物品販売場において免税対象物品の譲渡を行う場合には、その旨
- 第六条の次に次の二条を加える。

**(購入記録情報の提供方法等)**

第六条の二 令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。以下この条から第十条の七までにおいて同じ。)の提供を行う市中輸出物品販売場を営業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。)(以下この条から第十条の九までにおいて「氏名等」という。)、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地)
- 二 当該市中輸出物品販売場の所在地
- 三 届出者の電子メールアドレス
- 四 当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認送信事業者(令第十八条の四第四項に規定する承認送信事業者をいう。第十条の五から第十条の七までにおいて同じ。)が令第十八条の四第一項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号
- 五 法第八条第九項の承認を受けた事業者にあつては、当該承認に係る事前承認港湾施設の名称及び所在地

六 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出

書を提出した事業者に対し、当該届出書に係る市中輸出品販売場ごとの識別符号及び法第八條第九項の承認に係る識別符号を通知する。

3 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 当該変更に係る市中輸出品販売場の所在地

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

4 令第十八條第六項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十條の七第二項第一号において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、令第十八條第七項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とする。

5 令第十八條第六項の規定により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6 前各項に定めるもののほか、令第十八條第六項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（市中輸出品販売場における購入者への説明事項）

第六條の三 令第十八條第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 法第八條第一項の規定の適用を受けた物品を本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、当該物品の譲渡につき同項の規定の適用により免除された消費税額（当該消費税額を課税標準として

書を提出した事業者に対し、当該届出書に係る市中輸出品販売場及び事前承認港灣施設ごとの識別符号を通知する。

3 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 当該変更に係る市中輸出品販売場の所在地又は事前承認港灣施設の名称及び所在地

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

4 令第十八條第六項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十條の七第二項第一号において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、令第十八條第七項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とする。

5 令第十八條第六項の規定により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6 前各項に定めるもののほか、令第十八條第六項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（市中輸出品販売場における購入者への説明事項）

第六條の三 令第十八條第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 法第八條第一項の規定の適用を受けた物品を本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、当該物品の譲渡につき同項の規定の適用により免除された消費税額（当該消費税額を課税標準として

課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。)に相当する額を徴収される旨

第七条第一項中「とする輸出物品販売場」の下に「(同条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ。)」を加え、「第十八条第二項第一号口及び第四号」を「第十八条第二項第四号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「(法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「令第十八条第二項第二号イ及び第五号」を「同条第二項第五号」に、「同項第一号ハに規定する旅券等の写し(同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録)」を「同条第六項の規定により提供を受けた購入記録情報(令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類)」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「提供を」の下に「受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を」を、「当該電磁的記録」の下に「又はこれらの購入記録情報」を加え、同条第三項を次のように改める。

第八条第一項中「申請書に」の下に「申請者の旅券等の写し及び」を加え、同項第五号中「並びに納税地」を削り、同条第二項中「書類」の下に「に提出者の旅券等の写しを添付して、これ」を加え、同条第三項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十六項」に改め、同項第一号中「氏名又は名称(代表者の氏名を含む。)(以下第十条の六までにおいて「」、「」という。)」、「(平成二十五年法律第二十七号)」及び「(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」を削る。

第十条第一項第二号中「第十条の六」を「第十条の九」に改め、同号へ中「第十八条の二第二項第一号」を「第十八条の二第二項第二号イ」に、「第十条の五」を「第十条の四」に改める。

第十条の五第一項及び第二項中「第十八条の四第一項」を「第十八条の五第一項」に改め、同条第三項中「第十八条の四第二項第一号」を「第十八条の五第二項第一号」に改め、同項第一号中「(法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。次号及び次条において同じ。)」を

課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。)に相当する額を徴収される旨

第七条第一項中「とする輸出物品販売場」の下に「(同条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条から第十条までにおいて同じ。)」を加え、「第十八条第二項第一号口及び第四号」を「第十八条第二項第四号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「(法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「令第十八条第二項第二号イ及び第五号」を「同条第二項第五号」に、「同項第一号ハに規定する旅券等の写し(同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録)」を「同条第六項の規定により提供を受けた購入記録情報(令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類)」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「提供を」の下に「受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を」を、「当該電磁的記録」の下に「又はこれらの購入記録情報」を加え、同条第三項を次のように改める。

第八条第一項中「申請書に」の下に「申請者の旅券等の写し及び」を加え、同項第五号中「並びに納税地」を削り、同条第二項中「書類」の下に「に提出者の旅券等の写しを添付して、これ」を加え、同条第三項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十六項」に改め、同項第一号中「氏名又は名称(代表者の氏名を含む。)(以下この条から第十条の六までにおいて「」、「」という。)」、「(平成二十五年法律第二十七号)」及び「(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」を削る。

第十条第一項第二号へ中「第十八条の二第二項第一号」を「第十八条の二第二項第二号イ」に改める。

第十条の五第一項及び第二項中「第十八条の四第一項」を「第十八条の五第一項」に改め、同項第二号中「(法第八条第八項に規定する臨時販売場をいう。次条において同じ。)」を削り、同条第三項中「第十八条の四第七項」を「第十八条の五第七項」に改め、同項第二号中「(同条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条において同じ。)」を

削り、「免税販売手続」の下に「(令第十八条第六項に規定する免税販売手続をいう。次号において同じ。)」を加え、同条第四項中「第十八条の四第六項」を「第十八条の五第六項」に改め、同条を第十条の八とする。

第十二条第三項中「に係るもの、」を「(軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。)に係るものと軽減対象課税資産の譲渡等に係るものと」に改め、「係るもの」とに「それぞれ」を加え、同条第六項中「掲げる」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加え、同条第七項中「第四十五条第一項」を「第四十五条第一項第一号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第十五条の四」を「第十五条の七」に改める。

第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、同項第五号中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条を第十五条の七とする。

2 本人確認書類(法第三十条第十項に規定する本人確認書類をいう。次項において同じ。)には、同条第十項に規定する課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書(法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下この項において同じ。)又は提供を受けた適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

3 法第三十条第十項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)を行う者を介して行われる場合における同条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十項(定義)に規定する商品市場における取引により行われる場合における法第三十条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

第十五条の二の次に次の三条を加える。  
(古物に準ずるものの範囲)

を削り、同条を第十条の八とする。

同上

第十五条の二の次に次の三条を加える。  
(古物に準ずるものの範囲)

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項（定義）に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券（当該事業者に譲渡する者（適格請求書発行事業者を除く。）が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。）とする。

（請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ）

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号（定義）に規定する役員又は使用人（以下この号及び次号において「使用人等」という。）が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族（以下この号において「退職者等」という。）がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用人等で通勤する者（以下この号において「通勤者」という。）に対して支給する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第五号（非課税所得）に規定する通勤手当のうち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法）

第十五条の五 令第五十条第一項及び第二項に規定する財務省令で定める方法は、これらの規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項（定義）に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券（当該事業者に譲渡する者（適格請求書発行事業者を除く。）が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。）とする。

（請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ）

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号（定義）に規定する役員又は使用人（以下この号及び次号において「使用人等」という。）が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族（以下この号において「退職者等」という。）がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用人等で通勤する者（以下この号において「通勤者」という。）に対して支給する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第五号（非課税所得）に規定する通勤手当のうち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法）

第十五条の五 令第五十条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項及び第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、これらの規定により保存すべき場所において、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消費税法施行規則第六条の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同令第七条の改正規定、同令第七条の二の改正規定、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定、同令第十条第一項第二号の改正規定、同令第十条の六第三項の改正規定、同条を同令第十条の九とする改正規定、同令第十条の五の改正規定、同条を同令第十条の八とする改正規定、同令第十条の四の次に三条を加える改正規定、同令第十一条の二の次に一条を加える改正規定、同令第十二条第一項第一号の改正規定（「この条」を「この号」に改める部分を除く。）、同令第二十三条の次に二条を加える改正規定及び同令第二十九条の改正規定（「第十条の四」の下に「第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十二年四月一日

#### 二 省 略

- 三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第六条に一項を加える改正規定、同令第十二条の改正規定（同令第七項の改正規定を除く。）、同令第十五条第一項第一号の改正規定、同令第十五条の四の改正規定、同条を同令第十五条の七とする改正規定、同令第十五条の三の改正規定（「第五十条第一項」を「第五十条第一項ただし書」に改める

2 令第五十条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所において、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 同上

- 一 第一条中消費税法施行規則第六条の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同令第七条の改正規定、同令第七条の二の改正規定、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定、同令第十条第一項第二号への改正規定、同令第十条の六第三項の改正規定、同条を同令第十条の九とする改正規定、同令第十条の五の改正規定、同条を同令第十条の八とする改正規定、同令第十条の四の次に三条を加える改正規定、同令第十一条の二の次に一条を加える改正規定、同令第十二条第一項第一号の改正規定（「この条」を「この号」に改める部分を除く。）、同令第二十三条の次に二条を加える改正規定及び同令第二十九条の改正規定（「第十条の四」の下に「第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十二年四月一日

#### 二 同 上

- 三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第六条に一項を加える改正規定、同令第十二条の改正規定（同令第七項の改正規定を除く。）、同令第十五条の三の改正規定（「第五十条第一項」を「第五十条第一項ただし書」に改める部分を除く。）、同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令

部分を除く。）、同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）並びに同令第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 平成三十五年十月一日

第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）並びに同令第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 平成三十五年十月一日